

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第19号

#### 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の区分)</p> <p>第3条の6 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して知事が特に必要と認める者の区分については、知事が別に定める。</u></p> <p>(自己啓発等休業の期間)</p> <p><u>第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</u></p> <p><u>(1) 自己啓発等休業（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間中の同項に規定する大学等課程</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年<u>12月</u>鳥取県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>(職員の区分)</p> <p>第3条の6 略</p> <p>2 略</p>

の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資するものとして任命権者の承認を受けたこと。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第9条第5項及び第6項並びに第12条第1項及び第6項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤（条例第4条の表2の項(4)に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は条例第5条の表1の項(2)の公務上の傷病（次項第1号において「公務上の傷病」という。）若しくは死亡（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

イ 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第3項若しくは第18条又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第18条第3項の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病若しくは公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により同項第

1号に掲げる事由に該当し、又は職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

(2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業をした期間

(5) 自己啓発等休業をした期間

(6) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

(在職票の交付)

第7条 任命権者は、勤続期間12月未滿（条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合においては、様式第6号による在職票をその者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち条例第15条第2項に規定する職員等に該当しない者が退職する場合は、この限りでない。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第11条 略

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第15条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数

(在職票の交付)

第7条 任命権者は、勤続期間6月未滿（条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者については、同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至らない期間とする。以下同じ。）の者が退職する場合においては、様式第6号による在職票をその者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第2項に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち条例第15条第2項に規定する職員等に該当しない者が退職する場合は、この限りでない。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第11条 略

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 略

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業保険金

(3) 略

(4) 略

(5) 略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、

を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後  
に基本手当に相当する退職手当を支給する。

- 4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の  
支給を受けることができる日数(条例第15条第1  
項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつ  
ては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過  
しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定によ  
る基本手当の支給を受ける資格を取得した場合に  
おいては、当該基本手当の支給を受けることがで  
きる日数(条例第15条第1項の規定による退職手  
当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期  
日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数  
が経過した後基本手当に相当する退職手当を支  
給する。

(退職票等の提出)

第17条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により退職票又は在职  
票を提出した者が勤続期間12月未満で退職する  
ときは、当該退職票又は在职票をその者に返付し  
なければならない。

(退職票等の再交付)

第18条 受給資格者又は勤続期間12月未満で退職  
した者は、退職票又は在职票を滅失し、又は損傷  
したときは、任命権者にその旨を申し出て退職票  
又は在职票の再交付を受けることができる。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手  
続等)

第21条の2 略

2 略

- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受け  
る資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第  
2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつ  
た場合においては、当該基本手当の支給を受ける  
ことができる日数(条例第15条第5項の規定によ  
る退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、  
その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業  
の日数が経過した後高年齢求職者給付金に相当  
する退職手当を支給する。

当該基本手当又は失業保険金の支給を受けるこ  
とができる日数(条例第15条第1項の規定による退  
職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日  
数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した  
後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

- 4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の  
支給を受けることができる日数(条例第15条第1  
項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつ  
ては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過  
しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定によ  
る基本手当又は船員保険法の規定による失業保険  
金の支給を受ける資格を取得した場合において  
は、当該基本手当又は失業保険金の支給を受け  
ることができる日数(条例第15条第1項の規定によ  
る退職手当に係る受給資格者にあつては、その日  
数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失  
業の日数が経過した後基本手当に相当する退職  
手当を支給する。

(退職票等の提出)

第17条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により退職票又は在职  
票を提出した者が勤続期間6月未満で退職する  
ときは、当該退職票又は在职票をその者に返付し  
なければならない。

(退職票等の再交付)

第18条 受給資格者又は勤続期間6月未満で退職  
した者は、退職票又は在职票を滅失し、又は損傷  
したときは、任命権者にその旨を申し出て退職票  
又は在职票の再交付を受けることができる。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手  
続等)

第21条の2 略

2 略

- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受け  
る資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第  
2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定  
による失業保険金の支給を受ける資格を有する者  
が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定す  
る期間内に高年齢受給資格者となつた場合にお  
いては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受け  
ることができる日数(条例第15条第5項の規定によ  
る退職手当に係る高年齢受給資格者にあつて

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第22条 略

2 略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第15条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第1号(第2条関係)

略	
過去の退職手当支給の有無とその期間	有 年月日から年月日まで 年月間 無
過去の育児休業取得の有無とその期間	有 年月日から年月日まで (子の生年月日 年月日) 年月日から年月日まで (子の生年月日 年月日) 無 年月日から年月日まで (子の生年月日 年月日)
略	

備考

- 1 「過去の育児休業取得の有無とその期間」の欄の子の生年月日については、当該育児休業に係る子の生年月日を記入してください。なお、欄が足りない場合は適宜補正してください。
- 2 「退職後の職業又は勤務先」の欄の記入に

は、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第22条 略

2 略

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項若しくは第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第15条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

様式第1号(第2条関係)

略	
過去の退職手当支給の有無とその期間	有 年月日から年月日まで 年月間 無
略	

備考

「退職後の職業又は勤務先」の欄の記入については、無職の場合においても必ずその旨記入してください。

については、無職の場合においても必ずその旨記入してください。

様式第5号(第6条関係)

(表面)

略			
略			
退職の月前6月に支払われた		略	
失業 者の 退 職 手 当 算 定 の 基 礎 と な る 給 与 総 額	給与の総額		
	1	給料	円
	2	扶養手当	円
	3	地域手当	円
	4	時間外勤務手当	円
	5	手当	円
	6	手当	円
	7	手当	円
	8	手当	円
	9	手当	円
10	手当	円	
合計			円
略			

(裏面)

備考 略

様式第16号(第16条関係)

(表面)

略			
支給 申 請 期 間	同一の傷病により受けることができる給付	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)	
		略	
略			

(裏面)

備考

1 略

様式第5号(第6条関係)

(表面)

略			
略			
退職の月前6月に支払われた		略	
失業 者の 退 職 手 当 算 定 の 基 礎 と な る 給 与 総 額	給与の総額		
	1	給料	円
	2	扶養手当	円
	3	調整手当	円
	4	時間外勤務手当	円
	5	手当	円
	6	手当	円
	7	手当	円
	8	手当	円
	9	手当	円
10	手当	円	
合計			円
略			

(裏面)

備考 略

様式第16号(第16条関係)

(表面)

略			
支給 申 請 期 間	同一の傷病により受けることができる給付	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)	
		略	
略			

(裏面)

備考

1 略

2 欄には、欄の期間のうち、同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受け付けることができるすべての給付の番号）を で囲むこと。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(5) 略

(6) 略

(7) 略

3及び4 略

様式第22号（第24条関係）

失業者退職手当支給台帳

略	
略	略
	3 <u>地域手当</u> 円
	略
略	

2 欄には、欄の期間のうち、同一の傷病により受け付けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受け付けることができるすべての給付の番号）を で囲むこと。

(1)及び(2) 略

(3) 船員保険法による傷病手当金

(4) 略

(5) 国家公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金

(6) 略

(7) 略

(8) 略

3及び4 略

様式第22号（第24条関係）

失業者退職手当支給台帳

略	
略	略
	3 <u>調整手当</u> 円
	略
略	

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の10の改正は平成20年4月1日から、第11条、第21条の2、第22条及び様式第16号の改正並びに次項及び附則第3項の規定は日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第11条、第21条の2及び第22条の規定は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対しては、なお従前の例による。

3 新規則様式第16号の傷病手当相当退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を記入し、使用することができる。